

豊能地域救急医療対策事業設備整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を豊能地域（豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町の地域。以下「地域」という。）内の病院群が共同連帯して確保する方式に参加する医療機関（以下「病院群輪番制病院」という。）の設備整備に要する費用の一部を補助することにより、地域における救急傷病者の医療を確保し、もって地域の救急診療体制の整備を図ることを目的とする。

補助に係る所要事務については、地域を代表する豊中市（以下「市」という。）が所掌し、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、別に定める豊能地域救急医療対策事業補助実施要綱に基づく病院群輪番制病院設備整備事業（ただし、市町、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く）とする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内で、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申込み)

第4条 この要綱による補助を受けようとする者は、地域を代表する市の長（以下「市長」という。）が別に定める期日までに、豊能地域救急医療対策事業設備整備費補助金交付申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条による交付申込みがあった場合、申込書等関係書類の審査及び必要に応じて行う調査等により適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の遂行に関し、検査を行うことがある。
- (2) 事業により取得し、または効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、第18条に規定する期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(5) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(6) 補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 2 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(8) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（補助金の交付決定の通知）

第 7 条 市長は、補助金の交付決定を行ったときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金の交付を申込みした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第 8 条 市長は、補助金の交付決定を行った場合において、次に掲げるその後の事情の変更により特別の事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。

ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(1) 天変地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が、補助金の交付の決定後生じた事情の変化により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

（補助金の交付の申込みの取り下げ）

第 9 条 補助事業者は、第 7 条の規定による通知を受け取った日から起算して 10 日以内に限り当該申込みを取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の遂行）

第 10 条 補助事業者は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第 11 条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を市長が指定する日までにとらないときは、第 15 条第 1 項の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、豊能地域救急医療対策事業設備整備費補助金事業実績報告書（様式第 3 号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内に（この補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合は、当該会計年度の翌年度の 4 月 5 日までに）市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合、実績報告書等関係書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額の確定を行い、交付決定額と共に補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

(決定の取り消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 7 条の規定は、第 1 項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 第1項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(その他)

第19条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年9月22日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別 表（第3条関係）

区 分	項 目	第1欄	第2欄	第3欄
		基準額	対象経費	補助率
休日夜間二次 救急診療体制 （病院群輪番 制病院）	医療機器 整備費	1か所当たり 21,000千円 （但し、特別に必要な場 合は、105,000千円を限度と する。）	病院群輪番制病院 として必要な医療 機器の備品購入費	3分の2

年 月 日

豊中市長 様

申込者 住 所
法人名称
代 表 者

印

年度豊能地域救急医療対策事業
設備整備費補助金交付申込書

豊能地域救急医療対策事業設備整備費補助金交付要綱第 4 条の規定により、標記補助金を次により交付するよう関係書類を添えて申込みする。

補助申込額	金 円 (ただし、病院群輪番制病院設備整備費補助金)
補助事業の目的	
補助事業の経費の配分	
補助事業の経費の使用方法	
補助事業を行う期間	
補助事業遂行に関する計画	
補助対象事業のうち、補助金以外 でまかなわれる部分の負担者	
同上負担額	
同上負担方法	
補助事業の効果	

〈添付書類〉

1. 経費所要額調 (別紙 1)
2. 事業計画書 (別紙 2)
3. 見積書
4. その他参考となる書類

経費所要額調

(単位：円)

区 分	病院群輪番制病院設備整備事業
総事業費 (A)	
寄付金その他の収入額 (B)	
差引額 {(A) - (B)} (C)	
対象経費の支出予定額 (D)	
基準額 (E)	
選定額 (F)	
補助基本額 (G)	
補助所要額 (H)	
備 考	

(注)

1. 選定額欄は、(D) と (E) を比較して少ない方の額を記入する。
2. 「補助基本額」欄は、(C) と (F) を比較して少ないほうの額を記入する。
3. 「補助所要額」欄は、(G) 欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入する。

別紙2

設備整備事業計画書

1 施設の名称及び所在地

2 事業の種類 病院群輪番制病院設備整備事業

3 設備整備の内容

(単位：円)

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
補助対象分							
小計							
補助対象外分							
小計							
合計							

様式第 2 号

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

豊中市長 様

申込者 住 所
氏 名 印
(法人の場合にあっては、
その名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け豊中市指令豊健健第 号により交付決定があつた豊能地域救急医療対策事業設備整備費補助金について、豊能地域救急医療対策事業設備整備費補助金交付要綱第 6 条第 7 号の規定により、下記のとおり報告します。

1. 豊能地域救急医療対策事業設備整備費補助金確定額又は事業実績報告額
金 円
2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）
金 円

〈添付資料〉

- 1 別紙概要 様式（2）－ 1
- 2 確定申告の写し

様式（2）－1

（別紙概要） 設備整備費補助金

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額
- 6 概要

年 月 日

豊中市長 様

申込者 住 所
法人名称
代 表 者

印

年度豊能地域救急医療対策事業
設備整備費補助金事業実績報告書

年 月 日付け豊中市指令健健第 号で交付決定を受けた標記について、豊能地域救急医療対策事業設備整備費補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり報告する。

補助事業の名称	
補助事業の実績	
補助事業の経費の使用方法	
補助金の交付決定額	
補助金の精算額	
補助事業の完了期日	
補助事業の効果	

〈添付書類〉

1. 経費所要額精算書（別紙 1）
2. 事業実績報告書（別紙 2）
3. 医療機器の写真
4. 契約書の写し
5. 物品検収調書の写し
6. 歳入歳出決算（最終決算見込）書の抄本
7. その他参考となる書類

経費所要額精算書

(単位：円)

区 分	病院群輪番制病院設備整備事業
総事業費 (A)	
寄付金その他の収入額 (B)	
差引額 {(A) - (B)} (C)	
対象経費の支出予定額 (D)	
基準額 (E)	
選定額 (F)	
補助基本額 (G)	
補助所要額 (H)	
補助交付決定額 (I)	
受入済額 (J)	
差引過△不足額 {(J) - (H)} (K)	

(注)

1. 選定額欄は、(D) と (E) を比較して少ない方の額を記入する。
2. 「補助基本額」欄は、(C) と (F) を比較して少ないほうの額を記入する。
3. 「補助所要額」欄は、(G) 欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入する。

別紙2

設備整備事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 事業の種類 病院群輪番制病院設備整備事業

3 設備整備の内容

(単位：円)

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
補助対象分							
小計							
補助対象外分							
小計							
合計							